

平成30年度事業計画書

総 論

日本経済は、平成20年9月のリーマン・ブラザーズの倒産以後、急激な世界経済の収縮と円高の影響により、輸出産業を中心に大きな打撃を受け、さらには東日本大震災などの影響により景気低迷が続いてきたが、最近では現政権が掲げた一連の経済対策により緩やかな回復基調にある。しかし、未だタクシー業界においてはその効果が実感できるまでには至っていない。

こうした状況の下、タクシー事業者は平成26年1月より施行された改正タクシー特別措置法に基づき、特定地域及び準特定地域において事業の適正化（供給過剰の是正）と活性化（需要の拡大）に全力で取り組んでいるところであるが、今後も、「タクシー革新プラン2016」も踏まえ、乗務員の労働条件の改善及び利用者への輸送サービスのより一層の向上のため、全力でタクシー事業の適正化・活性化に取り組む。

現在、「シェアリングエコノミーの推進」という名目の下、インターネットを利用した白タク行為を合法化すべく道路運送法の改正等を目指す新経済連盟等の激しい動きがある。

この動きは、国民に対し安全・安心な旅客輸送サービスを提供すると共に地方創生の担い手である公共交通機関たるタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうものであり、業界一致団結し、地方自治体、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」等と緊密に連携し、断固阻止する。

ハイヤー・タクシー業界においては、少子・高齢化社会が急速に進展する中で、公共交通機関として課せられた重要な使命を改めて自覚し、様々な課題に一步一步着実に取り組み、成果を挙げる事が重要である。

このため、全タク連においては、全国各地の会員事業者及び各都道府県協会と緊密に意見交換、情報交換を図りながら、若年・女性・元気な中高年等良質な運転者の雇用、「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づいた交通事故防止の徹底、ユニバーサルデザイン車両の導入促進等によるケア輸送体制の整備、環境対応車の導入促進等による環境対策、観光タクシーの充実、乗合タクシーの普及促進等諸施策を積極的に推進する。

また、この国の成長戦略の大きな柱の一つである観光先進国の実現のため、「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づき、多様化する訪日外国人のニーズに対応した安全・安心で快適なタクシーサービスの提供を推進するとともに、2020年に東京において開催されるオリンピック・パラリンピックでは、東京のみならず日本全国において、「おもてなしの心」をもって、世界各地からのお客様にご満足いただけるタクシーサービスを提供することにより、その成功に向けて総力を挙げて取り組む。

さらに、現在国を挙げて取り組んでいる働き方改革に関し、「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、タクシー事業の労働生産性の向上、人材の育成・確保、長時間労働の縮減等に向けて全力で取り組む。

各 論

[総務委員会付託事項]

平成24年に移行した一般社団法人として、的確な予算執行や組織の見直しを行うとともに、引き続き、地方の実態や要望が全タク連の運営に的確に反映されるよう努める。

地球環境問題、ケア輸送問題、乗合タクシーなどの地域における足の確保、訪日外国人向けタクシーサービスの向上等地域公共交通機関としての使命達成に必要な取り組みに対する支援措置として、予算・税制の一層の充実並びに自賠責保険料率の適正化に努めるよう関係機関に要望する。

平成31年10月からの消費税の10%への引上げに関連し、自動車関係諸税の簡素化及び軽減措置の拡充を求めて関係方面へ働きかける。

公益法人制度改革に伴い、名実共に移行を果たした一般社団法人として、創意工夫した公益的な事業はもとより柔軟な事業展開を推進していくこととする。

〔交通安全委員会付託事項〕

「ハイタク事業における総合安全プラン2020」に掲げた「平成32年までに交通死亡事故件数23件以下、交通事故件数8,760件以下、飲酒運転ゼロ」という削減目標達成に向け、各種交通事故防止対策を積極的に推進する。

特に、事故分析に基づく特徴的な交通事故として重点対策に掲げた「出会い頭事故防止対策」及び「路上寝込み者轢過事故防止対策」を業界の総力を挙げて取り組む。

運輸安全マネジメントに関しては、改正旅客自動車運送事業運輸規則が平成29年12月に公布され、安全管理規定等の設定義務付けの対象となる事業者が、保有車両300両以上から200両以上となった。（平成30年4月1日施行）

また、同年7月に、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」が改訂され、併せて保有車両が100両未満の中小事業者向けのガイドラインが新たに策定された。全タク連においても保有車両30両未満の小規模事業者向け運輸安全マネジメント導入の手引書「運輸安全マネジメントの進め方」を策定した。

こうした状況の下、ガイドラインの活用と運輸安全マネジメント普及・啓発促進協議会の行う認定セミナー受講の勸奨等により、運輸安全マネジメント制度のより一層の普及・定着を図る。

平成29年1月に改正道路運送法が施行され、事業者に対して疾病運転の防止措置を講じなければならないこととされた。

運転者の健康管理については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づく指導の徹底に努めるとともに、定期健康診断については、確実な受診指導と要再検査、要精密検査等の所見がある場合には専門医を受診させる等適切な措置を講じる。また、複数の危険因子を持つ運転者に対しては、SASスクリーニング検査、脳MRI健診、人間ドック等を受診させるなどして、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。

飲酒運転及び覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転防止のため、出庫時、帰庫時の点呼における確実なアルコールチェックの実施と日常的な指導・監督を徹底するとともに、警察と連携して覚せい剤・危険ドラッグの危険性についての研修会等を実施する。

利用客の安全確保のため、シートベルト着用促進ステッカーやシートベルト着用を促す自動音声案内の活用などにより、利用客のシートベルト着用の理解を促進する。

各季の全国交通安全運動や地域独自の交通安全運動等に主催団体の一員として参画するなど、交通安全活動を積極的に推進する。

[経営委員会、タクシー事業適正化・活性化推進特別委員会、
ライドシェア問題対策特別委員会付託事項]

平成26年1月施行された改正タクシー特別措置法に基づき、特定地域及び準特定地域において、地域計画、事業者計画及び活性化事業計画の策定を進めるとともに、計画内容を着実に実施することにより、供給過剰状態の解消と需要の拡大を図り、乗務員の労働条件の改善及び利用者への輸送サービスのより一層の向上を実現する。

また、各特定地域・準特定地域で開催される地域協議会等の動向をフォローアップし、改正タクシー特措法のさらなる円滑な運用のため見直し改善すべき事項について、国交省に対し適宜適切に要望する。

平成26年1月施行の改正道路運送法により新たに導入された旅客自動車運送適正化事業実施機関制度に基づく適正化事業への取り組みを推進するとともに、平成27年10月から施行された改正タクシー業務適正化特別措置法に基づく運転者登録業務について、会員協会と連携し、円滑な運用に努めていくこととする。

喫緊の課題であるライドシェア問題について、国民の安全を脅かすとともに地方創生の担い手である地域公共交通の存続を危うくする白タク解禁の断固阻止に全力を傾注する。

特に、ライドシェア対策として平成28年10月に策定した11項目からなる「タクシー業界において今後新たに取り組む事項について」の具体化を推進する。

観光先進国の実現に向け、訪日外国人のニーズに対応した安全、安心かつ快適なタクシーサービスを提供するため、平成30年1月に策定した「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」を着実に推進する。

〔労務委員会付託事項〕

自動車運転者の労働時間等の労働条件の維持・改善を図るため、改善基準告示のなお一層の理解及び定着の促進に努める。

平成30年3月に策定した「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、目標達成に向けて着実かつ積極的な取組を実施するとともに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」の審議状況を注視しつつ、これらへの的確な対応等に努める。

労務管理の適正化に資するため、労働関係法令の周知に努めるとともに、労働関係判例の収集・整理を行う。

労働組合組織実態調査（平成30年10月実施予定）及び乗務員の年齢別構成等に係る調査（平成31年3月実施予定）を行うほか、労働時間、賃金等の労働条件の改善並びに若年乗務員及び女性乗務員を始めとする労働力の確保の推進に向けた調査研究等を行う。

[技術環境委員会付託事項]

平成27年5月に2030年度を目標年度として策定した「ハイヤー・タクシー業界の低炭素社会実行計画」に基づき、①HV車、EV車等環境対応車の普及②車両数の適正化③スマートフォンを活用した配車システムの導入④デジタル式GPS-AVMシステムの導入等による運行の効率化⑤エコドライブ等の実施等により業界のCO2排出量削減を推進する。

訪日外国人旅行者の増加も踏まえ、多言語翻訳機器、カード等決済用端末機等利用者の利便性の向上に資するタクシー車両用機器の普及促進を図る。

セキュリティ環境の整備を目的に平成28年12月公布された改正割賦販売法に基づき、クレジット決済端末のIC対応化への切り替えを進める。

高齢化の進展を踏まえ、利用者に優しいユニバーサルデザイン車両の更なる安全性能及び環境性能の向上についてメーカーに要望する。

タクシー事業を根底から変革する可能性のある「自動運転技術」の進展を巡る動向を的確にフォローアップする。

〔広報サービス委員会付託事項〕

ハイタク事業に係る情報を共有し、会員相互の連携を強化するため、機関紙「全タク連ナウ」を、提供情報内容の充実を図りつつ毎月発行する。

ハイタク事業の実態及び安全輸送やサービス向上への取組、さらには社会貢献活動の状況等を広く国民一般にPRし、タクシーに対する一層の理解の促進を図るため、毎年発行する「TAXI Today in Japan」の内容をより一層充実させるほか、適宜適切に記者会見やニュース・リリースを行う。

タクシーに関する各種情報をインターネットを通じて利用者の方々に幅広く提供する「全国タクシーガイド」の全会員登載実現を図るとともに提供情報内容の拡充に努める。

「タクシーの日」の実施に当たり、各県協会の用に供するための統一頒布物の作成・斡旋を行う。

国土交通省が開催する「子ども霞が関見学デー」において、タクシー車両の展示・乗車体験、タクシーに関する情報提供や関連グッズの展示・配布等を通じて、タクシーを身近に感じてもらうイベントを行う。

[ケア輸送委員会付託事項]

平成23年3月に示された国の「移動円滑化の促進に関する基本方針」に定められた福祉タクシーの導入目標である2020年度約28,000台に基づきユニバーサルデザインタクシーを始めとする福祉タクシーの導入を促進する。

昨年秋より環境性能に優れたUD仕様の「ジャパンタクシー」が販売されたこともあり、全国のタクシー事業者は福祉タクシーの積極的導入に強い意欲を示し、国への補助金申請件数が増大している。そのため、今後とも事業者が希望する台数について常時限度額まで対応できるよう国の助成の更なる拡充を要望する。一方、自治体からの支援の充実についても要望活動を実施する。

「ジャパンタクシー」は、車いすのお客様が乗車する際、サイズ・重量等により乗車いただけない車いすがあること及びスロープ設置等により乗降時間がかかるため、福祉関係団体に「車いす乗車に関するご留意事項」を発出し周知を図るとともに、事業者から要望を聞きながらメーカーに対し改良を要望していく。

加えてユニバーサルドライバー研修等職員教育をより一層推進し、全ての運転者が受講するよう努める。

ケア輸送の推進を図るため、共同配車センターの運営や移動困難者のタクシー利用に対する国及び地方公共団体の助成、介護保険・障害者福祉制度における介護タクシーの報酬単価の引き上げ等について、引き続き関係機関に要望する。

〔地域交通委員会付託事項〕

交通政策基本法の精神を踏まえ、タクシーが地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを認識し、道路運送法に基づく運営協議会、地域公共交通会議及び地域公共交通活性化・再生化法に基づく法定協議会等に積極的に参画して、自治体との相互の連携を強め、「まちづくり」と一体となった安全・安心なタクシーサービスの展開により地域住民の生活交通の確保に努める。特に、乗合タクシー導入については、地方運輸局・支局の支援を得ながら、「乗合タクシー事例集（第3版）」を活用しての自治体訪問活動の積極的な推進に努める。

また、自治体や地域住民からの乗合タクシーの導入等の要請・要望等があった場合には、会員事業者から都道府県協会への連絡・報告の徹底を図り、組織的な対応に努める。

少子・高齢化社会が急速に進展する中、利用者ニーズの多様化、IT化の進展及び、観光立国実現等に対応するため、スマホ配車の普及促進、ユニバーサルデザインタクシー・妊婦応援タクシー・育児支援タクシー・便利タクシー・観光タクシー・乗合タクシーの充実等、地方創生の担い手として更なるタクシーサービスの高度化に努める。

一部の悪質な自動車運転代行業者による白タク行為やNPO法人等によるボランティア輸送を装ったタクシー類似行為が依然として後を絶たない。加えて、近年、都市部を中心に互助・共助を偽装した謝礼目的の白タク行為が横行している。このため、国土交通省、警察庁及び関係自治体に対して、白タク行為等の取締りの更なる徹底と自家用自動車を使用した有償運送及び福祉輸送事業限定制度の厳正な運用を要望する。

また、近年、羽田、成田、関西等の国際空港あるいは主要観光地等において、主に訪日中国人等を対象とした在日中国人等による白タク行為が横行していることから、国土交通省、警察庁に対して、在日中国人等による白タク行為の取締りの更なる強化を要望する。

一方、訪日外国人のニーズに対応した安心・快適なタクシーサービスを提供することが白タク行為の抑止に繋がるものであることから、平成30年1月に策定した「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に掲げた対策の積極的な取組みを図る。